（A面）

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が１枚提出してください。

搭乗機（船）名		出　発　地	
入 国 日	年　月　日		
氏　名	フリガナ		
現住所（日本での滞在先）			
	電　話　（　）		
職　業			
生年月日	年　月　日		
パスポート番号 旅券番号			
同伴家族	２０歳以上　名	６歳以上２０歳未満　名	６歳未満　名

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

１．下記に掲げるものを持っていますか？　はい　いいえ

① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面１．及び２．を参照）　□ □
② 金地金又は金製品　□ □
③ 免税範囲（B面３．を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など　□ □
④ 商業貨物・商品サンプル　□ □
⑤ 他人から預かったもの　□ □

＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

２．100万円相当額を超える現金、有価証券又は１kgを超える貴金属などを持っていますか？　はい □　いいえ □

＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

３．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？

□ はい　（　　個）　□ いいえ

＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を２部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後６か月以内に輸入するものに限る。）
確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。**申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。**

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署　名

（B面）

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（Ａ面の１．及び３．ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

（注）「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

				＊税関記入欄
酒　類			本	
たばこ	紙　巻		本	
	葉　巻		本	
	その他		ｸﾞﾗﾑ	
香　水			ｵﾝｽ	

その他の品名	数　量	価　格

＊税関記入欄　円

１．日本への持込みが禁止されている主なもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

２．日本への持込みが制限されている主なもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｸｶﾞﾒ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど）
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品（ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。）、野菜、果物、米など
＊ 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

３．免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）

・酒類3本（760mlを1本と換算する。）
・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
（非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。）
＊2018年10月以降、居住者・非居住者ともに400本
（外国製、日本製の区分なし）になります。
＊ 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
＊ 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
＊ 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
＊ 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。